

22年度4月 支部執行委員会 本部情勢報告ポイント

(分会員配布用)

- 組織拡大・強化** 分会1人の加入を！
 - 分会マニュアル配付 4月会議時または4月28日(木)までに本部まで提出
 - 新採用者対応 加入グッズの配付をお願いいたします。
(若年層、臨時・非常勤についても本部までお問い合わせください)
5月・6月・7月に青年部昼食交流会を企画
 - 分会掲示板の活用 意外と・・・情報を欲しがっています
(非組からの相談として分会から本部へ相談というケースあり)
- 「ながら条例」確認** 4月15日県教委折衝 従来通りを確認
※「ながら条例」見直しに係る事柄以外のその他のこと
 - ①職員朝会時(朝会の最後)の分会連絡 ②分会掲示板の設置及び使用
 - ③短時間の情報伝達活動 ④支部・分会の会議のための校舎使用
- 教職員評価・人事評価制度** 4月15日県教委折衝 従来通りを確認 (詳細は指示5号)
 - ・賃金に直結するものではない
 - ・自己評価シートについて
「主任・主事等」… 記載していないから受け取らないと言うことはあり得ない
「目標」… 数値目標は「必ず書け」ということではない
 - ・勤勉手当上位成績 … 2回に1回は上位推薦(12月か6月)
- 休暇制度改善** 各種休暇前進 (臨時的任用・会計年度任用休暇制度 指示第3号)
 - 正規職員 (22年1月1日より)
 - ・不妊治療休暇(年6日)の拡充:体外受精又は顕微授精に係る場合は12日が追加
 - 臨時的任用職員(22年4月1日より)(常勤講師等)
 - ・不妊治療休暇の新設(年5日、体外受精又は顕微授精に係る場合は10日)
 - 会計年度任用職員(22年4月1日より)(非常勤講師等)
 - ・産前産後休暇の有給化 ・妻の出産休暇(有給)新設 ・男性職員の育児参加休暇(有給)新設
 - ・不妊治療休暇(有給)新設(年5日、体外受精又は顕微授精に係る場合は10日)
 - ・育児休業(無給)、部分休業(無給)、介護休暇(無給)、介護時間(無給)の取得要件のうち
「引き続き在職した期間が1年以上」の要件が廃止
 - ・育児休業期間を最長2年までに延長

～新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うリフレッシュ休暇の取扱いについて～

21年度中にリフレッシュ休暇を使用することができる教職員(※)について、次のいずれかに該当する場合、22年度に使用期間の延長をすることが可能

 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応に係る業務により、休暇を使用できなかった場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、旅行等でのリフレッシュが困難となったため、休暇を使用できなかった場合

※: 20年度から使用期間を延長した教職員含む
(19年度からの使用期間を再延長した教職員は含まない)
- 人事異動** 21年度指示83号(欠員実態・再任用配置状況調査)の協力ありがとうございました
 - 4月1日時点欠員:5人(新高教調査より、県教委には確認中)
異動規模:1,014人 新規再任用者:120人 定年等退職者:172人 再任用退職者:58人
 - 22年度新採用 教諭:22人 実習教諭等:3人 養護教諭:6人

※査定昇給にかかるタイミング(5年経研修・12年経研修等)での知事部局への出向について

20年度までは知事部局へ出向することで昇給が遅れる制度となっていました。組合のとりくみにより21年度より遅れることなく昇給することとなりました。
また、出向により昇給が遅れた方について、遡って差額が支給されることとなりました。
- ホームページの利用** ユーザー名、パスワードは(shinkoukyou14)
 - 新高教ホームページ (<http://www.shinkoukyou.net/>) **新潟高教組で検索**
 - 本部情勢報告のポイント(別紙)の活用をお願いします
 - 各種指示文書ダウンロード可